

各森林管理局

森林整備部長（別記参照） 殿

林野庁国有林野部業務課長

森林整備事業における熱中症対策に資する現場管理費率等の補正の試行について（通知）

熱中症対策については、令和 7 年 4 月 15 日に労働安全衛生規則（昭和 47 年労働省令第 32 号）の一部が改正され、第 612 条の 2 に熱中症を生ずるおそれのある作業に関する対策が追加され、事業者に対して労働者への熱中症対策が新たに罰則付きで義務付けられた。

これは、近年の気候変動の影響から、真夏日が増加し、関連して熱中症による労働災害が、ここ数年増加傾向にある状況を鑑み、新たな規定が設けられたものである。

こうした動きを踏まえて、国有林野事業における造林事業及び製品生産事業について熱中症対策に係る経費に関して、下記のとおり現場管理費率等の補正を試行することとしたので、令和 8 年 3 月 1 日以降に入札公告する事業に適用されたい。

記

1 対象事業等

(1) 対象事業

「国有林野事業における造林事業請負標準仕様書について」（平成 20 年 3 月 31 日付け 19 林国業第 241 号林野庁長官通知）第 3 章に記載された各作業種を含む造林事業及び「国有林野事業における製品生産事業請負標準仕様書について」（平成 20 年 3 月 31 日付け 19 林国業第 239 号林野庁長官通知）第 2 章に記載された各工程を含む製品生産事業について適用するものとする。

(2) 対象地域

全ての地域を対象とする。

(3) 対象事業である旨の明示

当試行の対象事業である旨を特記仕様書等に明示するものとする。

2 用語の定義

(1) 真夏日

日最高気温が 30 度以上の日（気象庁が公表している地上気象観測所等の気温）又は暑さ指数（WBGT 値）が 25 度以上の日（環境省が公表している観測地点の暑さ指数）。

## (2) 事業期間

事業着手日から事業終了日までの期間をいう。なお、年末年始休暇分としての6日間、7月、8月又は9月を含む事業では夏季休暇分としての3日間及び事業中止期間は含まない（事業期間には不稼働日も含む）。

## (3) 真夏日率

事業期間内の真夏日を事業期間で除した割合をいう。なお、不稼働日は事業期間内の真夏日に含めないものとする。

## 3 補正方法等

### (1) 補正方法

ア 現場管理費率等の補正は、請負者から提出された計測結果の資料を基に、真夏日率を算定した上で補正値を算出し、現場管理費率等に加算するものとする。なお、補正は最終変更契約において行うものとし、補正値の算定は、次によるものとする。

$$\text{補正値 (\%)} = \text{真夏日率} \times \text{補正係数}$$

イ 「造林事業請負予定価格積算要領の制定について」（平成20年3月31日付け19林国業第242号林野庁長官通知）第3-2-(2)-ア-(イ)と合わせて適用する場合の補正値の上限は、2.0%とする。

ウ 補正値及び真夏日率は、小数点以下3位を四捨五入して、2位止めとする。

### (2) 補正係数

補正係数は、1.2とする。

## 4 気温の計測方法等

契約締結後に請負者から提出される事業計画書に、事業期間中における気温等の計測方法及び計測結果の報告方法を記載させることとする。

### (1) 計測方法

気温の計測方法については、事業現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所の気温又は環境省が公表している観測地点の暑さ指数（WBGT値）を用いることを標準とする。

ただし、これによりがたい場合は、あらかじめ監督職員と協議の上、気象業務法施行規則（昭和27年運輸省令第101号）第1条の3の表に基づく気象庁以外の者の行う観測の技術上の基準を満たした方法により得られた事業現場の気温の計測結果又はJISB7922に準拠した電子式湿球黒球温度指数計（精度区分クラス2以上）により測定した値を用いることも可とする。

なお、計測資料の取得又は計測に要する費用は請負者の負担とするものとする。

### (2) 計測結果の報告

事業計画書に記載した報告方法に基づき、計測結果の資料を提出させるものとする。

## 5 既契約事業における適用

### (1) 気温の計測方法

請負者・発注者間協議により本通知日以降の「基準日」を定め、当該基準日から事業終了日までの期間のうち、真夏日に当たる日数を計測するものとする。なお、計測方法等については、4 気温の計測方法等に準じること。

### (2) 補正方法

既契約事業における真夏日率の算出方法は、以下の式によるものとする。その他の補正方法は3 補正方法等によるものとする。

$$\text{真夏日率} = \text{基準日から事業終了日までの真夏日} \div \text{事業期間}$$

## 6 その他

上記の取扱いについて、地域の実情により対応が困難な場合等については、これによらないことができる。

当補正は試行であり、現場管理費等に熱中症対策に係る経費が盛り込まれることとなった際は、本通知を廃止する。

担当：業務課 森林整備班 造林係  
供給対策班 生産調整係

## 別記

北海道森林管理局森林整備部長

東北森林管理局森林整備部長

関東森林管理局森林整備部長

中部森林管理局森林整備部長

近畿中国森林管理局森林整備部長

四国森林管理局森林整備部長

九州森林管理局森林整備部長